に定める事項(平成二十七年金融庁・農林水産省告示第一号) 農林中央金庫法施行規則第百十二条第五号ホ等の規定に基づき、 流動性に係る経営の健全性の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別

その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改 後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 正後欄に掲げる対象規定として移動し、 で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線 改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、 (以下「対象規定」という。) は、 改 正

(単体流動性カバレッジ比率及び単体安定調達比率を算出する農林	二 [略]	能適格流動資産の合計額をいう。	定する算入可能適格流動資産の合計額又は同項に規定する算入可	という。)第八条において読み替えて準用する第三条第一項に規	平成二十六年金 翮 庁告示第十六号。以下「流動性比率告示」	の基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準(規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するため	一 算入可能適格流動資産の合計額 農林中央金庫法第五十六条の	号に定めるところによる。	第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各	(定義)	改 正 後
(単体流動性カバレッジ比率を算出する農林中央金庫における事業	二 [同上]	は同項に規定する算入可能適格流動資産の合計額をいう。	用する第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額又	性カバレッジ比率告示」という。)第八条において読み替えて準	平成二十六年金 翮 庁告示第十六号。以下「農林中央金庫流動	の基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準(規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するため	一 算入可能適格流動資産の合計額 農林中央金庫法第五十六条の		第一条 [同上]	(定義)	改正前

中央金庫における事業年度の開示事項

条第五号ホの農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、 掲げる事項とする。 農林中央金庫法施行規則 以下 「規則」という。)第百十二 次

単体流動性リスク管理に係る開示事項

単体流動性カバレッジ比率をいう。 示事項 単体流動性カバレッジ比率 (流動性比率告示第八条に規定する 以下同じ。)に関する定性的

「項を削る。] 単体安定調達比率をいう。 単体安定調達比率 (流動性比率告示第八十条第一項に規定する 以下同じ。)に関する定性的開示事項

年度の開示事項

第二条 条第五号ホの農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、 体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び単体流動性リ 農林中央金庫法施行規則 (以下「規則」という。) 第百十二 単

[号を加える。

スク管理に係る開示事項とする。

[号を加える。

[号を加える。]

2 う。 バレッジ比率告示第八条に規定する単体流動性カバレッジ比率をい 項については、単体流動性カバレッジ比率(農林中央金庫流動性カ と認められる場合には、この限りでない。 前項の「単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項」と 以下この項において同じ。)の状況に照らし、重要性が乏し 次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事

時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

兀 その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項

一号又は第三号に掲げる事項については、農林中央金庫の流動性に 第 3 げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項について 項 Ó 「単体流動性リスク管理に係る開示事項」とは、 次に掲

- 2 -

一号に掲げる事項は、 次に掲げる事項とする。ただし、

2

前項第

大臣及び金融庁長官が別 第	中央金庫における連結会計年度の開示事項) 会計年度(連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率を算出する農林 (連結流)	その他単体安定調達比率に関する事項その旨	流動性比率告示第百四条各号に掲げる要件を満たす場合には、時系列における単体安定調達比率の変動に関する事項	、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。第三号に掲げる事項については、単体安定調達比率の状況に照らし	第一項第三号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、 「項を加える。	その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項	算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	りでない。	比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この	第三号又は第四号に掲げる事項については、単体流動性カバレッジ	第一項第二号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、 [項を加える。	- 〜三 略] [一〜三	には、この限りでない。 性が乏し	係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合 は、農
に定める事項は、連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事三条(規則第百十三条第三号ニの農林水産大臣及び金融庁長官が別	会計年度の開示事項)(連結流動性カバレッジ比率を算出する農林中央金庫における連結(連結流動性カバレッジ比率を算出する農林中央金庫における連結				える。コ								覚える。 」	三 同上]	しいと認められる場合には、この限りでない。	農林中央金庫の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要

2 [項を削る。] 係るリスク管理の状況に照らし、 二号又は第三号に掲げる事項については、 には、この限りでない □ 〜三 略 開示事項 連結流動性カバレッジ比率をいう。 る連結安定調達比率をいう。 前項第一号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、 連結安定調達比率 連結流動性カバレッジ比率 連結流動性リスク管理に係る開示事項 (流動性比率告示第七十六条第一項に規定す 以下同じ。)に関する定性的開示 (流動性比率告示第二条に規定する 重要性が乏しいと認められる場合 以下同じ。)に関する定性的 農林中央金庫の流動性に 第 3 2 は、 げる事項とする。 う。以下この項において同じ。)の状況に照らし、重要性が乏し 兀 バレッジ比率告示第二条に規定する連結流動性カバレッジ比率をい 項については、連結流動性カバレッジ比率(農林中央金庫流動性カ 性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。 と認められる場合には、この限りでない。 項及び連結流動性リスク管理に係る開示事項とする。 [一~三 同上] [号を加える。] [号を加える。] [号を加える。 前項の「連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項」 農林中央金庫の流動性に係るリスク管理の状況に照らし 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項 次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事 その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項 項の「連結流動性リスク管理に係る開示事項」とは、 ただし、 第二号又は第三号に掲げる事項について 次に掲 重

一 単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 第四条 規則第百十六条第一項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に 関する事項(半期(四月から九月までの半期をいう。以下同じ。) 関する事項は、次に掲げる事項とする。	第三号又は第四号に掲げる事項については、連結流動性カバレッジ比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。 「神系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項」 「中系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項」 「中系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項」 「中系列における連結安定調達比率の変動に関する事項」 「中系列における連結安定調達比率の変動に関する事項」 「一時系列における連結安定調達比率の変動に関する事項」 「一時系列における事項」 「一時系列に対ける事項」 「一時系列に対する事項」 「一時系	3 第一項第二号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、
(農林中央金庫における半期の開示事項) (農林中央金庫における半期の開示事項)	[項を加える。]	[項を加える。]

第五条 2 2 四川三川 より、 兀 号により、 三 は、 四項の規定は前項第三号に掲げる事項について、 様式第六号により 定める事項のうち、流動性に係る経営の健全性の状況に関する事項 号に掲げる事項について、それぞれ準用する。 は前項第二号に掲げる事項について、 第五号により [一・二 略] (農林中央金庫における四半期の開示事項 値について作成するものとする 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第三号に 第二条第三項の規定は前項第一号に掲げる事項について、 単体安定調達比率に関する定量的開 次に掲げる事項とする。 単体安定調達比率に関する定性的開示事 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開 同項第一 連結安定調達比率に関する定性的開 連結安定調達比率に関する定量的開 同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第四 規則第百十六条第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に 前項第三号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式 号及び第一 同項 それぞれ作成するものとする。 第四号に掲げる事項 一号に掲げる事項については、 同条第四項の規定は前項第四 宗事項 示事項 示事項 は別紙様式第 項 前条第三項の規定 示事項 この場合におい その日次平均 一号及び別紙 同条第 第五条 2 _項を加える。] 号により、 より、 [号を加える。 [号を加える。] [一・二 同上] [号を加える。 [号を加える。 (農林中央金庫における四半期の開示事項) 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第三号に 的開示事項 前条第二項に規定する連結流動性カバレッジ比率に関する定性 同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第四 同上 その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする